

経営協議会における意見への対応について(第Ⅱ期)

開催日	委員からの意見	法人運営への活用(取組)
H22.6.4	○附属病院収支のうち、特に重粒子線治療関係を明示すべきではないか。	○その後の経営協議会においては、重粒子線治療施設の収支計画(平成21～26年度)を提示することとした。
H22.11.5	○財務関係規則等が複雑であり、事務作業の簡略化を図るため、規則の見直しが必要である。	○平成23年4月に規則の統廃合による合理化(34本→17本)を図った。
H23.6.10	○東日本大震災の罹災学生に対する平成24年度以降も継続的な支援が必要である。	○通常の入学料、授業料の免除枠とは別枠で、平成24年度以降も免除を実施することとした。
H23.9.22	○重粒子線照射施設について、経済界や行政機関への情報提供や連携による周知が必要である。 ○政府の「新成長戦略(雇用・人材戦略)」に基づき群馬大学でも、今後、女性を積極的に登用した大学運営を行う必要がある。	○平成23年度は、群馬県民の日の記念事業として、地域住民を対象とした重粒子線照射施設の見学会を開催している。 ○県内の地域医療連携施設とのネットワークを活用した情報交換を図っている。 ○女性教員・研究者の拡大に向けて、ポジティブアクション宣言(教育研究評議会H24. 3. 15承認)を策定した。
H23.11.18	○平成23年度個人情報監査の指摘事項の早期対応を図る必要がある。	○監査の指摘内容に基づき、平成23年度中に個人情報の管理体制を見直すとともに、個人情報管理ハンドブックを作成し、学内教職員全員に配付し周知徹底を図った。
H24.3.28	○重粒子線治療の普及を図るため、市内の宿泊施設等や関係機関との連携が必要ではないか。	○都内クリニックと連携して設置した重粒子線治療支援室に人員を派遣するとともに、国際コーディネート会社を通じて、平成24年11月から国外からの重粒子線治療患者の受入体制を確立した。
H24.9.24	○現行の病院機能を維持しつつ附属病院の再開発を行うため、簡易病棟の設置を予定しているとのことであるが、耐用年数を考慮し、再開発終了後の簡易病棟の活用を検討すべきである。 ○医療を担っている教職員に対する健康管理に十分配慮するとともに、自助努力によって診療機能の充実及び業務負担軽減のための人員の見直しなども併せて検討すべきである。	○再開発の詳細な計画を立てる際に再開発終了後の簡易病棟の有効活用を検討していきたい。 ○平成24年度に医師・臨床検査技師・臨床工学技士に対する手当を新設するとともに、附属病院スタッフ(医師、看護師、看護助手等)の増員を行った。
H25.4.10	○経営協議会学外委員は、各部局のさまざまな取組状況を十分に把握しているとは言い難いので、部局長や所属する教職員との意見交換の場を提供してほしい。	○平成25年度においては、経営協議会を主要3キャンパス(荒牧, 昭和, 桐生)で順次開催し、キャンパスに所在する学部長等と経営協議会委員との意見交換会を実施した。
H25.10.2	○男女共同参画の推進体制を整備したが、委員会の女性委員が1名では、推進力としては十分ではないので、複数名にすべきである。	○男女共同参画推進委員会に女性委員を2名増員し、合計3名とした。これにより、主要3キャンパスに女性委員を1名ずつ配置することとなり、意見を集約し易い環境づくりができた。
H27.2.26 H27.3.26	○今回の医療事故を附属病院が生まれ変わる機会と捉え、迅速かつ確実に改革を実行すべきである。 ○今回の医療事故を契機に、抜本的な診療体制の見直しを確実に実行すべきである。	○学外委員を加えた病院コンプライアンス委員会を設置し、医学部附属病院コンプライアンス推進室が行う医療安全、保険診療等における法令・規則等の遵守、教育・研修内容等を監査し、指導を行う体制を整備した。 ○学外委員で構成する医学部附属病院改革委員会を設置し、再発防止のため、病院の体制、規定、運用等を検証し、改善策の提言をいただくことで、更なる改善を図っていく。 ○平成27年4月から外科系診療科を外科診療センターに統合し、外科診療体制を一元化した。外科診療センターは、病院長指名のセンター長の統括下、共通の運用マニュアルにより、共同で診療・教育にあたる。また、内科系診療科も同様な見直しを行った。

経営協議会における意見への対応について(第Ⅱ期)

開催日	委員からの意見	法人運営への活用(取組)
H27.9.28	○海外からの患者も含めた重粒子線治療患者数の増加を図るため、外国病院との連携を積極的に推進するべきである。	○外国からの患者受入体制の整備や受け入れの運用の見直しなどに取り組み、経済産業省の[医療の国際化]事業の開始に伴い設置された委託業者等(コーディネート会社)4社と現在契約を締結しており、英語・中国語・ロシア語の解説をホームページで掲載している。また、海外の招待講演や見学者対応時に群馬大学が国外患者の受け入れが可能であることを伝えるなど、重粒子線治療患者数の増加に向け積極的な推進に取り組んでいる。
	○男女共同参画推進にかかるピアサポートへの取組みとして、女性教員同士が情報交換できる場の一層の充実を図ってほしい。	○平成27年度の取組みとして、新たに「役員等と女性教員のランチミーティング」を荒牧・桐生の両キャンパスで開催した。また、全学の女性教員対象の「全学ランチミーティング」を昭和キャンパスで継続開催するなど女性教員同士が世代や職位を超えて情報交換できる場を提供し、平成27年度は141名が参加した。
	○女性管理職員の登用については、女性特有のライフステージにおける健康面のサポートも考慮する必要がある。	○両立支援相談は教職員や大学院生等が利用しており、女性特有の妊娠・出産・不妊治療の負担等についての心理的な支援も行っている。また、両立支援アドバイザーが定期発行している「まゆだま情報Clip」を通じてワーク・ライフ・バランスに関する様々な意見や社会資源の情報を紹介している。

経営協議会における意見への対応について(第Ⅲ期)

開催日	委員からの意見	法人運営への活用(取組)
H28.6.6	○今後は、附属幼稚園の老朽化対策における改修工事を優先して予算措置するべきである。	平成29年度施設整備費概算要求を行い、交付決定された。
	○医療事故調査委員会及び病院改革委員会の報告が遅れていることについて、群馬大学が主体的に進めていくべきである。	医療事故調査委員会委員長と連絡を密にし、会議の開催状況及び進行状況の確認を頻繁に行い、附属病院改革委員会委員長との面談の場を設けるなど両委員会を主導した。
H28.6.27	○配布資料について分量が多く、ポンチ絵もわかりにくいので、次回から要点がわかりやすくまとめられた資料を作成して欲しい。	指摘直後の経営協議会から、議題提案部署に1案件につき、1件の議題提案概要を添付させ、提案の目的、背景、概要、スケジュール等を容易に把握出来る工夫を行い、他の法定会議にも取り入れ、円滑な会議運営に効果を発揮している。
	○医療事故調査委員会からの「調査報告書」が提出されたら、出来る限り早く公表する(記者会見を行う)こと。	事故調査委員会委員長から報告書手交後、公表を行った。また、附属病院改革委員会委員長から最終提言の学長への手交後、直ちに記者会見を行うとともに公表を行った。
	○附属病院改革委員会と医療事故調査委員会については、当初の依頼内容、依頼した経緯、群馬大学との関係性、両委員会の関係性等を意識して、対応すること。	附属病院改革委員会と医療事故調査委員会においては、両委員長の面談の実施や、改革委員会では、ポンチ絵による両委員会の連携状況の確認をふまえて対応した。
	○病院の現状(患者数や医師数の推移等)と今後の対応について説明してほしい。	入院外来患者数、医師数の推移等の現状と課題及び今後想定されるこれらの数値について、説明を行うこととしている。
H29.3.27	○予算配分案を協議する際は、前年度決算額を提示して協議するべきである。	今後は前年度決算額も提示し、協議することとした。また、次回協議会で前年度決算額を提示し説明を行った。

経営協議会における意見への対応について(第Ⅲ期)

開催日	委員からの意見	法人運営への活用(取組)
H29.4.24	○国際センターは、金融機関の海外にある事業部門(事務所)と連携が可能ではないか。	海外進出企業へのPR活動や留学生が進学・就職する際に必要な教育内容等のアドバイスをいただくなど、幅広く金融機関との連携を進めていきたい。
	○群大病院は、地域にとって頼りにしている存在なので、行政や報道機関へ協力いただくなどにより、地域へ宣伝してもらいたい。	平成29年6月に報道各社(八社会)と群馬大学において情報交換会、7月には刀水クラブとの情報交換会を開催し、本学の教育・研究・社会貢献活動・附属病院等に関する情報を提供し、大学を巡る種々の情報についてコミュニケーションを図った。
	○附属病院の改革状況をアピールし、特定機能病院やがん拠点病院の指定を早期に復活させる必要があるのではないか。	平成29年6月に医療安全週間を実施するとともに、改革工程表の各項目(提言等)に係る改善・改革の実施状況を随時更新しホームページに公表している。 また、平成29年9月には「医療事故調査委員会委員への1年後の報告会」、翌年1月には「改善・改革状況についてのご遺族説明会」を実施し、報道各社に記事として取り上げられた。 更に学外委員のみで構成される病院監査委員会を平成29年6月に設置し、年3回(6月、11月、3月)実施し、随時、監査結果等の公表を行っている。 なお、平成30年5月31日に特定機能病院の申請書を厚生労働省へ提出し、医療分科会への対応を進めている。また、引き続き、群馬県と連携し改革を進めている。
H29.6.26	○数理情報センターは、医療関係では健康保険の分野でも医療費の管理や予防などにもデータ解析のニーズがあるので今後に期待できる。	医学・健康科学研究においてデータサイエンスの果たす役割は大きく、医療統計分野の人材が不足していることもあるため、今後、数理データ科学センターの活動において、これらの課題にも取り組んでいきたい。
	○県としては、県内に就職してもらいたいと考えている。県内企業の情報が学生に届いていないということもあり、県としても学生向けに県内の良い企業を知ってもらう様々な取組みをしているので、引き続きご協力いただきたい。	インターンシップや合同企業説明会を開催するなどキャリア教育の取り組みに力を入れている。 また、インターンシップ受入先企業に対し、学生が活用している就職支援サイトの登録を促すなど企業へ情報提供を行っている。平成29年7月には、県との意見交換会において、「若者の県内定着」をテーマに議論を行い、県内企業への周知の必要性などについて認識を共有し、県内定着に向けた取組みを進めている。
H29.9.29	○プレスリリースをナンバリングし、学内で成果の見える化を行ってはどうか(モチベーション向上の為)。	学内外のイベント等の情報管理・収集の為、Googleフォームを利用した情報連絡シートを整備した。これにより、プレスリリース予定が事前に広報担当者で把握でき、且つ、実績についても各学部等で集計することが可能となった。

経営協議会における意見への対応について(第Ⅲ期)

開催日	委員からの意見	法人運営への活用(取組)
H29.12.22	○基金について、他大学の事例のように、遺産の遺贈等についての仕組みを本学も今後考えて良いのではないか。	平成30年3月に3銀行との間に遺贈にかかる協定を締結し、遺贈または相続財産からの寄附の受け入れを可能にした。
	○食健康科学教育研究センターは、食品産業だけでなく、その元にある畜産や農業等の分野についても、センターの活動に組み入れて欲しい。	群馬県やJAなど農林水産関係機関と連携して、農業や畜産といった第一次産業の高付加価値化も視野に入れながら取組みを進めている。 また、今後は、国の機関の協力も得ながら、食品・農林水産分野の標準(規格)・認証の戦略的な制定・活用ができる人材育成にも取り組むこととしており、平成30年度後期の大学院授業(共通科目)において当該教育を開始予定である。
	○研究費の不正使用は、研究倫理やコンプライアンス教育の問題だけでなく、わからなかったら聞けるような、風通しのよい職場環境が重要ではないか。	研究者が気軽に相談できるよう、「担当者氏名」や「細かなことでもご相談ください。」など入れた相談窓口のアナウンスを四半期毎にメールで配信した。 また、相談窓口が適切に対応できるよう、担当者研修を実施した。
	○特定機能病院については、一つ一つクリアしていかないといけない。遺族の問題も、早期解決が望ましい。	医療の質と安全の向上のため、これまでも改革を進めてきたが、平成30年5月31日に特定機能病院の申請書を厚生労働省へ提出し、医療分科会への対応を進めている。平成30年6月に「患者参加型医療推進委員会」を設置し、患者参加型医療の具体的なあり方や患者と医療者との診療情報の共有などを推進している。 なお、被害対策弁護士9遺族と平成30年8月に和解が成立した。
H30.3.26	○宇都宮大学との教育学部に関する協議会について、慎重に進めて欲しい。特に県教委としっかり協議しながら群馬県出身の方を群馬の教育界に輩出するという主旨に沿ってやって欲しい。	県教委の意見を伺いながら、宇都宮大学と情報交換を密にして共同教育課程設置に向けた取組みを進めている。 なお、両大学の学長、理事等が参加する協議会を開催するとともに、理事をトップとしたワーキンググループにおいて、詳細を検討している。
	○理工学部と社会情報学部の良いところ生かして、社会のニーズに対応できる新しい学部を作るというのは十分理解できるが、社会情報学部が設立された当初の趣旨に反することにならないよう留意していただきたい。	設立当初の趣旨に沿うような改革を進めている。 企画戦略室を中心にワーキンググループを設置し、構想やカリキュラムの作成などを進めている。 また、新学部設立に向けては役員会及び教育研究評議会での議論を行っている。
	○附属幼稚園の環境整備事業で園庭における植栽などの予算が確保されていないようであるので、寄附を活用して整備を検討願いたい。	保護者等の寄附を群馬大学基金に受入れて、園庭整備を実施する予定である。
	○企業との共同研究を活発に行い、教員の研究活動を事業化して収入をあげる努力をしていただきたい。	組織対組織を活用した共同研究に重点を置く取組みを進めている。 また、複数の金融機関の職員に「産学協働コーディネータ」の称号付与し、大学の取組を発信するとともに、企業側のニーズを収集し、共同研究の獲得や分析業務の受託に努めている。

※網掛け箇所が新たに追加した項目